

## 不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県土づくり本部農山漁村課

条例・規則名	佐賀県漁港管理条例	条例等の番号	昭和 4 8 年条例第 1 6 号				
不利益処分の種類	公益上の必要による許可の取消等	根拠条項	第 1 7 条				
処 分 基 準	特定漁港漁場整備事業及びその他の漁港関係事業の施工を行う場合であって、許可の取消による不利益、損害の程度と漁港事業との公益性を総合的に勘案にして処分を行うか否かを判断する。						
対応 区分	2 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	農林事務所	交付 機関	農林事務所	目次 NO	4